

指導指針に規定された実地指導の実施状況について

(平成20年2月時点)

1. 老発1023001号通知に基づく指導指針の策定・改正状況

◎ 全体では、84.4%の自治体が策定・改正済みである。

○都道府県では、85.1%の自治体が策定・改正済みである。

○指定都市では、82.3% //

○中核市では、85.7% //

※平成20年度中には、ほぼ全ての自治体で策定・改定済みとなる予定

2. 事前提出資料の作成状況

指導指針策定・改正済みの自治体のうち、

◎ 76.3%の自治体が事前提出資料の作成を求めている。

○都道府県では、80.0%の自治体が事前提出資料を求めている。

○指定都市では、85.7% //

○中核市では、63.3% //

3. 指導要綱等における事前提出資料様式に関する定め

事前提出資料を求めている自治体のうち、事前提出資料に関して、

◎ 31.2%の自治体が要綱等に定めている。

○都道府県では、42.4%の自治体が要綱等に定めている。

○指定都市では、25.0% //

○中核市では、26.3% //

指導指針に規定された実地指導の実施状況総括表

【都道府県】

No	都道府県	老発1023001号通知に基づく指導指針の策定・改正状況			事前提出資料の作成状況		指導要綱等における事前提出資料様式に関する定め
		既に行っている	行っていない	策定・改正(予定)時期	求めている	求めている	
1	北海道	○		平成19年4月		○	○
2	青森県	○		平成19年6月		○	
3	岩手県	○		平成18年8月		○	○
4	宮城県	○		平成19年8月	○		
5	秋田県	○		平成19年4月		○	
6	山形県	○		平成19年6月		○	○
7	福島県	○		平成19年5月		○	○
8	茨城県	○		平成19年7月		○	
9	栃木県		○	未定			
10	群馬県	○		平成19年4月		○	
11	埼玉県	○		平成19年5月		○	
12	千葉県	○		平成19年4月		○	○
13	東京都	○		平成19年5月		○	
14	神奈川県	○		平成19年4月		○	○
15	新潟県	○		平成19年4月		○	○
16	富山県	○		平成19年12月		○	
17	石川県		○	平成20年4月			
18	福井県		○	未定			
19	山梨県	○		平成19年4月		○	
20	長野県	○		平成19年3月	○		
21	岐阜県	○		平成19年5月	○		
22	静岡県	○		平成19年7月		○	○
23	愛知県	○		平成19年5月		○	
24	三重県	○		平成19年4月		○	○
25	滋賀県	○		平成19年3月		○	
26	京都府	○		平成19年5月		○	
27	大阪府	○		平成19年3月		○	○
28	兵庫県	○		平成19年10月		○	○
29	奈良県	○		平成19年4月		○	
30	和歌山県	○		平成19年4月		○	
31	鳥取県	○		平成19年11月	○		
32	島根県	○		平成19年4月	○		
33	岡山県	○		平成19年4月		○	○
34	広島県	○		平成19年6月		○	
35	山口県	○		平成19年4月		○	
36	徳島県	○		平成19年3月		○	
37	香川県		○	未定			
38	愛媛県	○		平成19年4月		○	○
39	高知県		○	平成20年4月			
40	福岡県		○	平成20年4月			
41	佐賀県	○		平成19年4月		○	
42	長崎県	○		平成19年4月	○		
43	熊本県	○		平成18年11月	○		
44	大分県		○	平成20年4月			
45	宮崎県	○		平成19年6月		○	○
46	鹿児島県	○		平成19年6月		○	
47	沖縄県	○		平成19年5月	○		
合計		40	7		8	32	14
実施率		85.1%	14.9%		20.0%	80.0%	42.4%

注1 「事前提出資料の作成状況」における実施率は、指針の策定・改正を行っていない自治体を除いた数値である。

注2 「指導要綱等における事前提出資料に関する定め」における実施率は、指針の策定・改正の未実施並びに事前提出資料を求めている自治体を除いた数値である。

指導指針に規定された実地指導の実施状況総括表

【指定都市】

No	都道府県	老発1023001号通知に基づく指導指針の策定・改正状況			事前提出資料の作成状況		指導要綱等における事前提出資料様式に関する定め
		既に行っている	行っていない	策定・改正(予定)時期	求めている	求めている	
101	札幌市	○		平成19年4月	○		
102	仙台市	○		平成19年4月		○	
103	さいたま市	○		平成20年2月		○	
104	千葉市	○		平成19年6月		○	○
105	川崎市	○		平成19年3月		○	
106	横浜市	○		平成19年6月		○	
107	新潟市	○		平成19年4月		○	
108	静岡市	○		平成19年8月		○	
109	浜松市	○		平成19年4月	○		
110	名古屋市	○		平成19年6月		○	
111	京都市	○		平成19年6月		○	○
112	大阪市	○		平成19年9月		○	○
113	堺市		○	平成20年3月			
114	神戸市		○	平成20年3月			
115	広島市		○	平成20年4月			
116	北九州市	○		平成19年4月		○	
117	福岡市	○		平成19年4月		○	
合計		14	3		2	12	3
実施率		82.3%	17.6%		14.3%	85.7%	25.0%

注1 「事前提出資料の作成状況」における実施率は、指針の策定・改正を行っていない自治体を除いた数値である。

注2 「指導要綱等における事前提出資料に関する定め」における実施率は、指針の策定・改正の未実施並びに事前提出資料を求めている自治体を除いた数値である。

指導指針に規定された実地指導の実施状況総括表

【中核市】

No	都道府県	老発1023001号通知に基づく指導指針の策定・改正状況			事前提出資料の作成状況		指導要綱等における事前提出資料様式に関する定め
		既に行っている	行っていない	策定・改正(予定)時期	求めている	求めている	
201	函館市	○		平成19年7月	○		
202	旭川市	○		平成19年10月	○		
203	青森市	○		平成19年4月		○	
204	秋田市	○		平成19年4月		○	
205	郡山市		○	平成20年3月			
206	いわき市	○		平成19年5月		○	○
207	宇都宮市	○		平成19年4月	○		
208	川越市	○		平成19年8月		○	
209	船橋市	○		平成19年6月		○	○
210	横須賀市	○		平成19年4月	○		
211	相模原市	○		平成19年4月		○	
212	富山市	○		平成19年4月		○	
213	金沢市		○	平成20年度			
214	長野市	○		平成19年5月	○		
215	岐阜市	○		平成19年8月	○		
216	豊橋市	○		平成18年11月		○	○
217	岡崎市	○		平成19年5月	○		
218	豊田市		○	平成20年4月			
219	高槻市	○		平成19年8月		○	
220	東大阪市	○		平成19年6月		○	
221	姫路市	○		平成19年9月		○	
222	奈良市	○		平成19年4月		○	
223	和歌山市	○		平成19年4月		○	
224	岡山市		○	未定			
225	倉敷市	○		平成19年4月		○	
226	福山市	○		平成19年5月	○		
227	下関市	○		平成19年8月		○	○
228	高松市		○	平成20年3月			
229	松山市	○		平成19年12月		○	
230	高知市	○		平成18年9月		○	
231	長崎市	○		平成19年6月	○		
232	熊本市	○		平成19年4月	○		
233	大分市	○		平成19年5月	○		
234	宮崎市	○		平成19年5月		○	○
235	鹿児島市	○		平成19年11月		○	
合計		30	5		11	19	5
実施率		85.7%	14.3%		36.7%	63.3%	26.3%

注1 「事前提出資料の作成状況」における実施率は、指針の策定・改正を行っていない自治体を除いた数値である。

注2 「指導要綱等における事前提出資料に関する定め」における実施率は、指針の策定・改正の未実施並びに事前提出資料を求めている自治体を除いた数値である。

(3) 介護保険施設等実地指導マニュアルの活用について

また、平成20年2月27日に開催した全国担当課長会議においても、実地指導のための基本的な知識や利用者の生活実態の把握、サービスの質の確認方法等について記した「介護保険施設等実地指導マニュアル」について、未だその理解・周知が不十分なところも見受けられるので、その理解と活用をお願いしたところである。業務の標準化を図る観点から引き続き当該マニュアルの十分な理解・活用を図られたい。

3 行政処分の実施及び程度の決定にあたっての基本的考え方について

介護サービス事業者に対する行政処分の実施は、事業者の業務継続や利用者のサービス確保に重大な影響を及ぼすものであることから、行政処分の実施や程度決定に当たっては、適切な事実確認を行った上で、統一された考え方に基づいて実施されることが必要不可欠であり、介護事業運営の適正化に関する有識者会議及び介護保険部会意見においてもこれらを含む自治体の行う指導監督業務の標準化について指摘されているところである。

事後規制の強化については、平成17年の介護保険法改正により、従来から規定されていた指定取消に加え、改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止が新たに規定され、これらの権限行使を適切に行い、介護保険制度の安定的かつ適正な運営の確保に資することとしたものである。

については、行政上の措置の標準化、法令の適切な適用に資するため、別紙のとおり行政処分の実施や程度決定にあたっての基本的な考え方を示すこととしたので、内容を確認の上、行政処分を実施及び程度の決定を行う際の判断に活用いただくようお願いする。

(別紙)

行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方

I 具体的にどのような行政処分を実施するか判断に当たっては、まず、当該行為の重大性・悪質性について、特に以下の点に着眼し、検証を行う。

① 公益侵害の程度

- 利用者に対し著しく不適切な介護サービスを提供し、あるいは多額の不正請求を行うなど、当該違法・不当行為が公益性を著しく侵害しているか。
- 被害を受けた利用者数、個々の利用者が受けた被害ほどの程度深刻か。

② 故意性の有無

- 当該違法・不当行為が故意によるものか、過失によるものか。

③ 反復継続性の有無

- 当該違法・不当行為が反復継続して行われたのか、あるいは一回限りのものであったのか。
- 当該違法・不当行為が行われた期間がどの程度であったのか。

④ 組織性・悪質性の有無

- 当該違法・不当行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは経営陣や管理者も関わっていたのか。
- 問題を認識した後に隠蔽を図るなど悪質な行為が認められたか。悪質な行為が認められた場合には、当該行為が組織的なものであったか。

II Iの検証結果をもとに、地域におけるサービス提供・基盤整備の状況、事業者の運営管理態勢(※)など、配慮すべき他の要素を総合的に考慮した上で、具体的な処分内容を決定する。

(※) 事業者の運営管理態勢の適切性

- 個々の役職員の法令遵守等に関する知識や取組は十分か。
- 事業者の運営管理態勢は十分か、また適切に機能しているか。職員教育は十分に行われているか。

4 行政処分等を行う場合の留意点について

ア 指定の取消処分における情報提供の徹底及び関係自治体の連携の強化
各自治体が行う監査において、指定の取消処分にかかる事案が確認された場合には、介護サービス事業者の地域における事業展開によっては他の指定権者に影響が及ぶことも考えられ、その場合には当該自治体のみの問題にとどまらなくなることから、聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、当室あて必ず情報提供をいただくようお願いする。

また、対応に当たり行政処分を実施する自治体にあっては、処分を実施する前に、処分を行おうとする介護サービス事業者の事業展開地域の把握を的確に行い、関係自治体との十分な情報共有や緊密な連携のもとに対応されるようお願いするとともに、各都道府県においては、特に管内市町村に対し、この点の周知をお願いする。

イ 集団指導等における行政処分の要因分析の活用

改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止や指定の取消処分を行った場合には、これに至った要因の分析を各自治体において行い、その結果を、集団指導等を通じて周知するなど不正発生の未然防止に活用するようにされたい。

ウ 改善勧告に関する情報提供

改善勧告の内容において報酬返還を求めるなどの不適正な事例が見受けられていることから、当分の間、改善勧告を実施する前に情報提供をお願いするとともに、その結果については、その都度、当室あて情報提供をいただくようお願いする。

自己点検シート（標準様式例）（案）について

- 営利法人の介護サービス事業所に対する書面による審査を行う場合の標準的な報告様式として、「自己点検シート（標準様式例）」（以下「標準様式」という。）を提示する。
 - 標準様式については、各事業所における法令遵守状況の確認を行うための人員、設備及び運営基準の各項目に適合しているか否かの状況を記載する方法とする。
 - 今回の標準様式は次の主な9種類のサービス体系を示しているが、各自治体で書面審査を行う場合には、これらの様式を参考に、他の種類のサービスを含めて、営利法人が運営する全種類のサービスに対する自己点検シートを各自治体で作成して実施する。
 - ① 訪問介護
 - ② 訪問入浴
 - ③ 訪問看護
 - ④ 通所介護
 - ⑤ 福祉用具貸与
 - ⑥ 居宅介護支援
 - ⑦ 特定施設入所者生活介護
 - ⑧ 認知症対応型共同生活介護
 - ⑨ 小規模多機能型居宅介護
- ※介護予防サービスの事業所も含む。
- なお、標準様式については、上記のとおり、各自治体において適宜変更しても差し支えないが、各自治体及び監査対象となる事業所に対して、次の点を留意する等して事務軽減を図るように、十分な配慮を願いたい。
 - ・ 自治体が作成する自己点検シートの内容について、標準様式の内容と著しく乖離しないようにすること。

- ・ 自己点検シートの提出にあわせ、添付資料の提出を求める場合については、既存の資料等に対応できるような内容とする。
- ・ 特に、複数の自治体において広域的な事業を行っている事業者については、他の自治体を実施する自己点検シートの内容と齟齬がないようにすること。

○ また、小規模多機能型居宅介護事業所の自己点検シートについては、

- ① 平成18年度に創設され、新しくできたサービスであること。
- ② 「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」といった多様なサービスを、利用者のニーズに応じて適時適切に組み合わせて柔軟に提供するものであること。

から、自治体及び事業所の双方の理解を深められるよう、事業所自らが事業運営に関する留意事項を記載したヒント等も参考にし、記載する方法で作成したものである。

各自治体においては、標準様式も参考に自己点検シートを作成願いたい。

自己点検シート(案)

- ・フェイスシート
- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・通所介護
- ・福祉用具貸与
- ・居宅介護支援
- ・特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護

フェイスシート

自己点検シート（平成〇〇年度）

サービス種別	
--------	--

記入日 平成 年 月 日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

法人名
代表者職名・氏名

事業所番号										
フリガナ										
事業所名										
住所	(〒 -)									
連絡先	電話						FAX			
開設年月日	平成 年 月									
管理者	職名					氏名				
記載担当者	職名					氏名				

訪問介護

自己点検シート（訪問介護・介護予防訪問介護）

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
I 人員基準					
訪問介護員等の員数	訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5人以上となっていますか。 → 下記の数値を記載してください。 ① 常勤専従職員の人数 (人) ② 常勤職員の1ヶ月の通常勤務すべき時間 (時間) ③ 非常勤・非専従訪問介護員の1ヶ月間の勤務時間合計 (時間) ④ ①+③÷②の値（小数点以下第2位切り捨て） ()	基準第5条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供責任者	サービス提供責任者は常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事しているものを配置していますか。（管理者との兼務可） サービス提供責任者の配置人数は適切ですか。 → 下記の数値を記載してください。 サービス提供責任者の人数 (人) ① 訪問介護員数（実人員）毎の基準 (人) ÷ 10 = () ② 月間延べサービス提供時間数毎の基準 (時間) ÷ 450 = () ※サービス提供責任者数は、①②のいずれか少ない員数以上。 サービス提供責任者は下記の資格要件を満たしていますか。 ※サービス提供責任者になれる資格要件 ①介護福祉士、②介護職員基礎研修修了者、 ③1級ヘルパー、④看護師等、 ⑤2級ヘルパーで3年以上介護等の業務に従事	第5条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者	管理者は常勤職員を配置していますか。 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無（有・無） ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 () ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：() 職種名：() 勤務時間：()	第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

（注）事業所にある既存の「利用者実績（前月1月分）」及び「勤務表（前月ひと月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
II 設備基準					
設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられ、必要な備品等を備えていますか。	第7条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

III 運営基準					
内容及び手続きの説明及び同意	事業所の概要、重要事項（※）について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項	第8条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者等との連携	介護サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
身分を証する書類の携行	訪問介護員等に身分証を携行させ、初回訪問時または求めに応じて提示するよう指導していますか。	第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。	第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、訪問介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われていますか。	第22条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
具体的取扱方針	サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項を理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	第23条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護技術の進歩に対応した適切な介護サービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者の病状、心身の状況及びその置かれた環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切な相談及び助言を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
訪問介護計画の作成	サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成していますか。	第24条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	訪問介護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	訪問介護計画書の内容について利用者及びその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	訪問介護計画書を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
同居家族に対するサービス提供の禁止	訪問介護員等が同居家族に対して訪問介護を提供していませんか。	第25条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用者に関する市町村への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ・サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ・偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緊急時等の対応	利用者の病状の急変など、緊急時には主治医への連絡など必要な措置を講じていますか。	第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
管理者及びサービス提供責任者の責務	事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われていますか。	第28条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス提供責任者は下記の業務を適切に行っていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申込に係る調整 ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的把握 ・ サービス担当者会議の出席等による居宅介護支援事業者等との連携 ・ 訪問介護員等に対する具体的な援助目標及び援助内容の指示、利用者の状況についての情報伝達 ・ 訪問介護員等の業務実施状況の把握 ・ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理 ・ 訪問介護員等に対する研修・技術指導 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 職員の職種、員数及び職務内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> サービスの内容及び利用料その他費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
介護等の総合的な提供	指定訪問介護事業の運営にあたっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、選択、掃除等の家事を常に総合的に提供していますか。	第29条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	第30条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	訪問介護員等に対して研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
衛生管理等	訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	第31条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
掲示	運営規程や、勤務体制表等を事業所内に掲示していますか。	第32条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
秘密保持等	正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第33条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第34条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数： 月 件程度 苦情相談窓口の設置： 有・無 相談窓口担当者：	第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 →事故事例の有無： 有・無	第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。 →損害賠償保険への加入： 有・無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事故が生じた際には、原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	第38条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第39条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護サービスの提供に関する記録（訪問介護計画、サービス実施記録等）を整備・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

